東京都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校
中学部転編入学実施要項

東京都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校の中学部の転編入学者の決定は、この要項の定めるところにより実施する。

都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校の中学部において、当該学年の入学時の募集人員に対し欠員が生じた場合、欠員分の人数について、翌年度の第２学年ないし第３学年に対し転編入学者を決定するために実施する。

１　募集人員（応募学年）

第３学年　３人

２　応募資格

都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校中学部の転編入学に出願できる者は、次に掲げる（１）から（３）までに該当する者とする。

（１）聴覚の障害が、学校教育法施行令第２２条の３に定める程度の者

「両耳の聴力レベルがおおむね６０デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの」

（２）令和８年３月３１日に、中学部、中学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学部等」という。）の第２学年を修了する者。ただし、都立聴覚障害特別支援学校の中学部に在籍していない者については、区市町村教育委員会の転学相談において「聴覚障害特別支援学校への就学が適当である」と判定された者

（３）志願する都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校において出願までに個別説明を受けた者

３　出願

（１）「２　応募資格」に該当する者は、都内全域から出願することができる。

（２）転編入学を志願する者及び保護者は、出願までに、都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校での個別説明を受けなければならない。

（３）出願に関わる書類は、都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校の個別説明を受け、「２　応募資格」に該当する者に、学校から配布する。

４　出願手続

転編入学を志願する者は、次の手続により出願するものとする。

（１）願書提出期間及び提出先

ア　提出期間

令和８年３月５日（木）、３月６日（金）

（取扱時間　午前１０時から午後３時まで）

イ　提出先

都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校又は都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校の校長（以下「中高一貫型聴覚障害特別支援学校長」という。）が指定した場所

（２）提出書類

ア　転編入学願書

イ　成績証明書（在籍校の校長が証明し、厳封の上、親展扱いとする。）

ウ　オージオグラム（オージオグラムを提出できない者は、身体障害者手帳の写し又は医師診察記録）

５　転編入学者決定の方法及び採点

（１）検査方法

ア　適性検査

イ　面接

（2）検査日
令和８年３月１０日（火）
（3）会場
都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校又は中高一貫型聴覚障害特別支援学校長が指定した場所
（4）配慮申請
ア　面接実施上の配慮
障害の状態に応じた配慮を希望する者は、在籍する学校の校長を経由して、願書提出期間中に申請する。「学力調査・適性検査等実施上の配慮申請書」を提出した者については、入学者決定の方法について適切な配慮を行う。
イ　事故や病気等による入学者決定実施上の配慮
事故や病気等により、通常の形で入学者決定を受けることが困難な者は、在籍する学校の校長を経由して、状況発生後直ちに志願する中高一貫型聴覚障害特別支援学校長に申請する。「事故や病気等による入学相談・入学者選考実施上の配慮申請書」を提出した者に対しては、入学者決定の方法について適切な配慮を行う。
（5）採点
ア　中高一貫型聴覚障害特別支援学校長は、当該校で実施した適性検査等の採点を行う採点委員会を置く。
なお、委員長は、中高一貫型聴覚障害特別支援学校長とする。
イ　中高一貫型聴覚障害特別支援学校長は、採点委員会による採点・点検作業終了後速やかに、転編入学者決定得点表を作成する。

６　転編入学者の決定

中高一貫型聴覚障害特別支援学校長は、成績証明書の内容や転編入学者決定得点表の結果に基づき、総合的に判断して、合格者を決定する。

７　転編入学者の発表

（1）日時
令和８年３月１２日（木）午前１０時
（2）場所
都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校又は中高一貫型聴覚障害特別支援学校長が指定した場所
（3）通知書の交付
転編入学者には、合格者通知を交付する。

８　転編入学手続

合格者通知を交付された者は、学校が定める期間内に入学確約書の提出を含む所定の転編入学手続を完了しなければならない。
指定された手続期間内に手続を完了しない者は、転編入学を辞退したものとみなす。
（1）手続期間
令和８年３月１２日（木）、３月１３日（金）の２日間
（取扱時間は、午前１０時から午後３時まで）
（2）場所
都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校又は中高一貫型聴覚障害特別支援学校長が指定した場所
（3）就学通知の交付
転編入学手続を完了した転編入学決定者には、後日、東京都教育委員会から、保護者宛てに、都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校中学部への就学通知を送付する。

９　本人得点の開示

受検者又は保護者（以下「受検者等」という。）は、入学者決定得点表の開示請求書により、受検した中高一貫型聴覚障害特別支援学校長に対して、入学者決定得点表の開示を請求することができる。中高一貫型聴覚障害特別支援学校長は、受付時に示した交付日以降に受検者等であることを受検票などで確認の上、当該受検者の入学者決定得点表を個別に交付する。

１０　補欠者の繰上げ合格

転編入学手続を完了した者の人数が、転編入学の募集人員に達しなかった場合は、転編入学手続期間最終日の午後３時以降にあらかじめ決めておいた順位で、転編入学の募集人員に達するまで補欠者を繰り上げて合格者とする。

１１　その他

この要項に定めるものの他の入学者の募集について必要な事項は別に定める。